

目次

第1編 序論

第1章	はじめに	2
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の役割	3
3	計画期間と構成	4
第2章	小平市の概要	5
1	小平市のあゆみ	5
2	小平市の特性	6
3	都市構造	12
第3章	まちづくりの取組と成果	13
1	これまでの長期総合計画	13
2	第三次長期総合計画のふりかえり	14
第4章	小平市を取り巻く状況	16
1	人口減少、人口構成の変化	16
2	経済財政状況の変化	18
3	公共施設の老朽化に伴う更新ピーク到来	19
4	地球規模の危機への対応	20
5	暮らしや働き方を変えるSociety5.0時代の到来	22
第5章	まちづくりに関する市民意識	23
第6章	行財政再構築プランとの関係	24

第2編 基本構想

第1章	基本的な理念	26
第2章	めざす将来像	27
第3章	取組の方向性	28
1	基本構想の体系	28
2	基本目標	29
3	自治体経営方針	35
4	基本目標横断プロジェクト	39

第3編 長期総合計画推進の考え方

第1章	変化に柔軟に適応し、強みをさらにいかす	42
1	変化への柔軟性	42
2	強みをいかす	42
第2章	個別計画の推進と分野を横断した施策の展開	43
1	個別計画の推進	43
2	分野を横断した施策の展開	44
3	SDGsとの関係	44
第3章	中期実行プランの策定	46

参考資料		47
------	--	----

・小平市第四次長期総合計画は、小平市自治基本条例第24条の規定に基づき策定しています。
・小平市議会基本条例第14条により、長期総合計画基本構想は議決すべき事件と規定されています。
本冊子の「第2編 基本構想」の本文は、令和2年12月18日の市議会本会議で議決されています。

第 1 編



序論

第 1 章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の役割
- 3 計画期間と構成

第 2 章 小平市の概要

- 1 小平市のあゆみ
- 2 小平市の特性
- 3 都市構造

第 3 章 まちづくりの取組と成果

- 1 これまでの長期総合計画
- 2 第三次長期総合計画のふりかえり

第 4 章 小平市を取り巻く状況

- 1 人口減少、人口構成の変化
- 2 経済財政状況の変化
- 3 公共施設の老朽化に伴う更新ピーク到来
- 4 地球規模の危機への対応
- 5 暮らしや働き方を変えるSociety5.0時代の到来

第 5 章 まちづくりに関する市民意識

第 6 章 行財政再構築プランとの関係

1 計画策定の趣旨

平成から令和へと時代が変わり、第三次の長期総合計画の期間を終える今、日本社会全体を取り巻く環境は、経済、テクノロジー、気候変動、人口構造など、大きな転換に向けた流れを加速しています。

こうした中、令和元(2019)年に発生した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中に広がり、人命が脅かされるだけでなく、暮らしや地域経済に深刻な影響を及ぼしました。しかし、この危機は、社会全体のデジタルトランスフォーメーション*を加速する機会となり、新たな時代を見据えた働き方や暮らし方への対応が進められています。

一方、令和元(2019)年の日本人の国内出生数は86万5,239人で、前年より5万3,161人減少し、少子化・人口減少が加速しています。

小平市においても、このような大きな変化の流れに対応する、しなやかで希望へと力強く向かうまちづくりが求められます。

先人が培ってきた資源や知恵を引き継ぎ、これまで以上に誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を形成するとともに、子どもが健やかに育ち、若者が将来に夢や希望を持ち、世代や性別、障がいの有無などを問わず、いきいきと活動できる活力あるまちづくりを進めるための基礎となる計画として、「第四次長期総合計画」を策定します。

第四次長期総合計画策定の視点

小平市は、「小平市自治基本条例*」を定め、市民、市議会、行政などが互いに協力し、暮らしと仕事と学び、そして文化の調和のとれた豊かな地域社会を築くことを目指しています。この豊かな地域社会を築くため、次の視点に基づき本計画を策定しました。

■市制施行100周年を見据える

小平市は、平成24(2012)年に市制施行50周年を迎え、次の50年後に向けて歩みを進めています。小平市第四次長期総合計画は、市制施行100周年(2062年)の将来の世代に小平市のまちづくりを引き継ぐための基礎となる計画です。どのような小平市を将来に引き継ぐのか、そのために今後12年間にやることは何かを共有する計画です。

■地域を共に創る

市民、事業者、行政、そして関係人口*や交流人口*などがそれぞれに持つ資源を結集し、役割分担をしながら地域を共に創っていくための計画です。

将来にわたって持続可能な社会を構築します。



2 計画の役割

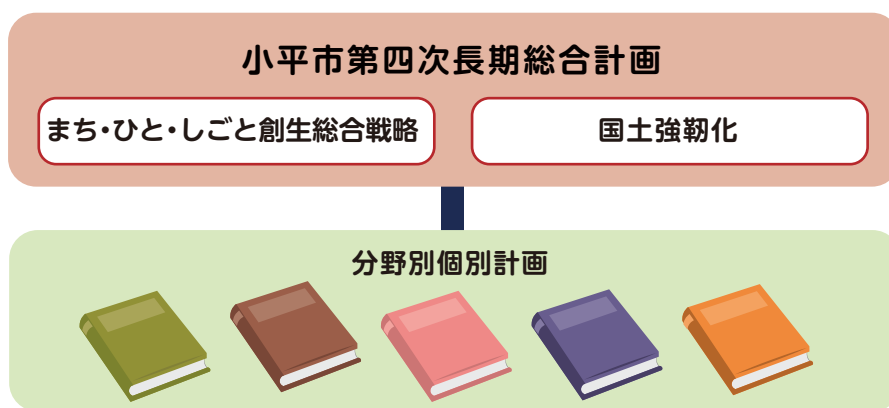
まちづくりの最上位かつ総合的な計画として、次の役割を担います。

変化が激しい時代において、進むべき大きな方向性を見失うことなく、市民、事業者、行政など全てのまちづくりの主体が共有する羅針盤

法令等の要請に基づき策定する各分野の個別計画等と連動しながら、分野横断的にまちづくりを進める基盤(プラットフォーム)

また、令和元(2019)年12月に閣議決定された国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、小平市における地方創生の取組を包含します。

さらに、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25(2013)年)」による、安全・安心なまちづくりを推進するため、市の様々な分野の計画等の指針となる性格を有します。



【まち・ひと・しごと創生総合戦略】

平成26(2014)年11月21日に成立した「まち・ひと・しごと創生法」は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目指したもので、国と地方が一体となって推進することが求められています。

これを受け、小平市では、平成28(2016)年3月に「小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、①住み続けたいまちの空間をつくる、②若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、③地域力・民活力の高いまちをつくる、ことを基本目標に掲げ取組を進めました。

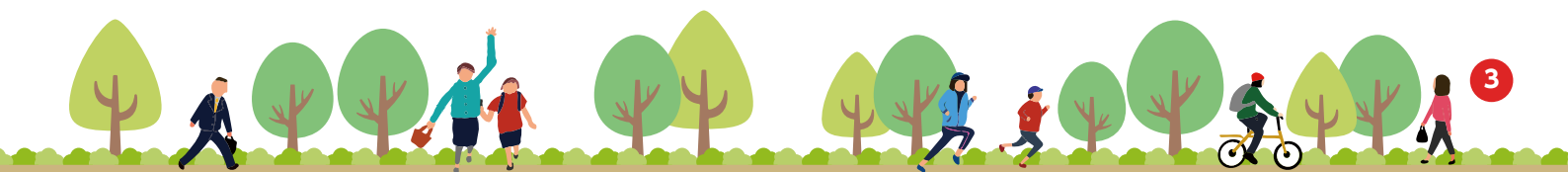
令和元(2019)年12月に、国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、地方創生の推進に当たっては、今後も市の取組を総合的に進めていくことが重要であることから、次期の「小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、市の最上位計画である「小平市第四次長期総合計画」に包含するものとします。

【国土強靱化】

国では平成25(2013)年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められ、平成26(2014)年6月には、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が閣議決定されました。

小平市としても、大規模災害に備え、引き続き、安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。

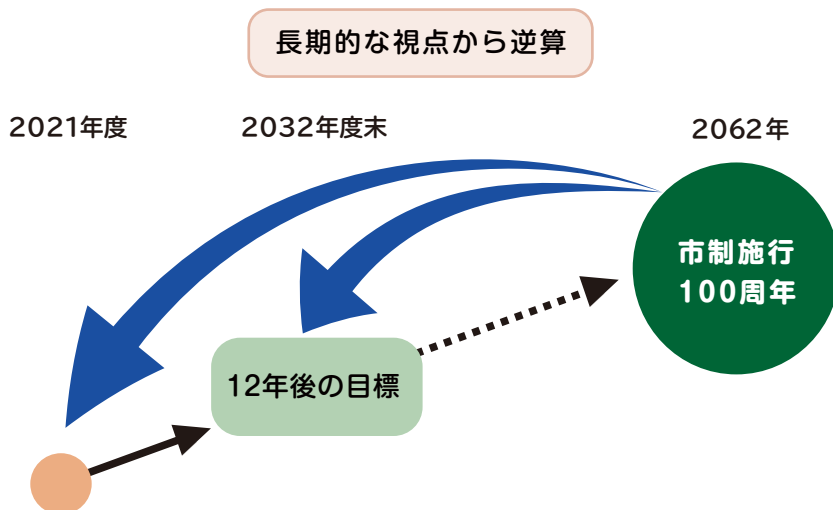
小平市における国土強靱化に関する分野別計画等の指針について、「小平市第四次長期総合計画」に位置づけます。



3 計画期間と構成

計画期間は、市制施行100周年(2062年)を見据え、その通過点としての令和3(2021)年度から令和14(2032)年度の12年間とします。

現在の延長線上から導き出す12年後の目標ではなく、より長期的な視点を持ち、そこから逆算して12年間で取り組んでいく方向性を示します。



計画の構成は、基本構想と中期実行プランの2層構造です。

基本構想は、小平市が大切にしたいまちづくりの姿勢を基本的な理念として据え、12年後に目指す将来像及び将来像の実現に向けた取組の基本的な方向性を示すものです。

中期実行プランの計画期間は4年間とします。基本構想で示す基本目標に沿って行政が実施する主要な事業を示します。毎年施策評価を実施し、修正や補完などがあれば翌年度以降に反映させるとともに、最終年度の4年目には総括を行ったうえで次期中期実行プランの見直しを行います。

